

令和 7 年 11 月

建設の事業における「事務所等労災」の保険関係 FAQ

福井労働局

目 次

1 適用単位	1～6 ページ
2 保険料の算定	7～10 ページ
3 特別加入	11 ページ
4 給付関係	12 ページ

1 適用単位

(Q 1)

本件では「事務所等労災」と呼称していますが、適用業種は「業種：94(その他の各種事業)」に限定されるものですか。

(回答)

継続事業として保険関係を成立すべき「事務所等労災」の適用業種については、労災保険の適用の原則どおり、同一の場所にあって組織的に一つの単位体として一の事業と判断する場合は主たる業態が労災保険の適用業種となります。適用業種は「労災保険率適用事業細目表」に基づき決定します。

例えば、既に金属製品の加工業を継続的に営み、主たる業態が「金属加工業」となる場合などは「事務所等労災」の適用業種は「業種：54」となります。

(Q 2)

倉庫の整理作業を行うのが年に1回や2回など、工事現場に付随しない業務を行う頻度が極めて少ない場合でも保険関係の成立が必要か否ですか。

成立が必要である場合の成立年月日はいつですか。

(回答)

「特定の工事現場に付随しない業務」として、年に数回程度の倉庫の整理作業を行う見込みがある場合は「事務所等労災」を成立させる必要があります。

今後、「事務所等労災」を成立する場合の成立年月日については、個別の状況によって異なりますが、建設業務従事者のみが雇用される場合の成立年月日の考え方については、原則、以下の取扱いとします。

- ① 既に建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事していたことが事業主の申述内容又は資料等から明確に判断できる場合は当該年月日を成立年月日とします。
- ② 現時点で所属労働者はいないが、近日中に建設業務に従事する者を雇う予定があり、当該者は「特定の工事現場に付随しない業務」も従事する可能性がある場合は当該者を雇い入れた日を成立年月日とします。

(Q 3)

「特定の工事現場に付随しない業務」の一例として「事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業」は、例えば、自社や事業主が所有する建築物・土木施設・土地に係る作業という解釈でよろしいですか。

(回答)

「事業としては行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業」については、元請事業に関連しておらず、有期事業ではない（期間が定められていない）こと、さらには、これらの作業を事業として行っていないことが前提要件となります。

これらの前提要件を踏まえると、自社や事業主が所有する建築物等に係る当該作業については、一般的には「特定の工事現場に付随しない業務」に該当するものと考えられます。また、自社や事業主が所有していない建築物等においての当該作業であっても前提要件を満たしていれば、「特定の工事現場に付随しない業務」に該当し、当該作業にかかる賃金は「事務所等労災」に含めるべきと解されます。

例えば、冬期に自治体等との契約の下で重機を使用して除雪作業を行うのであれば、「事業」としての除雪作業であると考えられるため、有期事業に含めるべきです。一方、特段の契約もなく、緊急的に自社施設内や自社施設に隣接する施設、公道等での除雪作業については「特定の工事現場に付随しない業務」に該当するものと考えられます。

(Q 4)

「自社では建設業務従事者はいるが事務職はない。また、自社では土場、資材置き場はなく、他にもリーフレットに示されている「特定の工事現場に付随しない業務」を従事させる建設業務従事者はいない。」

このように「特定の工事現場に付随しない業務」に従事することがまったくない場合は、「事務所等労災」の保険関係を成立させる必要がありますか。

(回答)

「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事する可能性が全くなければ、「事務所等労災」の保険関係を成立させる必要はありません。

(Q 5)

建設の事業（元請あり）と建設資材の販売・小売業（業種：98）を併せもつ事業においては、既にそれぞれの事業で労災保険の保険関係が成立しているが、「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する可能性がある場合は、別途、継続事業として「事務所等労災」の成立が必要ですか。

(回答)

資材販売（業種：98）と事務所等がそれぞれ独立した事業と認められるのであれば、それぞれ別個に継続事業の保険関係を成立させる必要がありますが、これらが、同一の場所にあって組織的に一つの単位体として経理、人事、業務上の指揮監督等から一の事業と判断できるのであれば別個に成立させるべきではありません（その場合の業種については主たる業種（販売が主であれば9801）で判断するべきです。）。

これらは、事務組合に委託している事業場においても同様であり、労働保険番号の基幹番号末尾5の建設の事業の他に、既に末尾0の継続事業を有し、当該継続事業と組織的に一の事業と判断できるのであれば、末尾6を成立させるべきではありません。

(Q 6)

これまでに示された建売住宅関連の取扱いでは、「発注者（事業主）が自らの労働者だけを使用して建築工事を行う場合、当該発注者は事業主として自ら雇用する労働者に係る保険料の納付義務を負う。」とされています。

これを踏まえ、リーフレットでは「特定の工事現場に付随しない業務」の一例として「所属事業場の修繕作業」がありますが、あらかじめ工期が定められている場合（自社ビルの修繕工事等）で所属労働者を使用して工事を行う場合は、自社の一括有期事業の保険関係を使用するのですか。それとも「事務所等労災」を使用するのですか。また、自社の一括有期事業を適用させる場合は、支払賃金によって保険料を算定するのですか。

(回答)

「事務所等労災」の成立要件は、「特定の工事現場に付随しない業務」として元請事業が関連せず、有期事業にも該当しないことが前提であるため、本件は期間が定められた事業であれば、有期事業の保険関係を適用することとなります。また、保険料の算定にあたっては、これまでの取扱いのとおり、支払賃金によって算定することとなります。

(Q 7)

「特定の工事現場に付随しない業務」は元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提とされていますが、これまでに示された取扱いによると、「(元請) 工事の完成に必要な設備等の製作、加工等の作業であっても、建設現場以外の工場、加工場で行う作業に係る賃金額は含めない」とされています。

下請事業が元請事業に係る加工作業等を下請事業内で実施する場合、元請事業の保険関係と、下請事業に係る「事務所等労災」の保険関係をどのように整理して処理すべきですか。

(回答)

下請事業が当該建設工事期間とは関係なく一定期間継続して自社の工場・加工場で製作、加工等の事業を行っていれば「製造業」としての「事務所等労災」の労災保険関係の成立が必要となります。この場合、元請事業に係る加工作業等を自社の工場等で行った場合の賃金額については、元請事業の労災保険関係ではなく、下請事業の「事務所等労災（業種：製造業）」の適用となります。

一方、一定期間継続することなく元請事業の工事ごとに何らか製作、加工作業が生じ、当該作業を当該工事現場以外の自社で行っている場合は、「事務所等労災」の適用業種としては「製造業」と認められないと解されますので、当該作業については元請事業の保険関係に適用されます。

(Q 8)

今回の「事務所等労災」の取扱いに関しては、他に製造業を有する場合は、これまでに示された取扱いとの関係を踏まえると、製造業の有無によって「事務所等労災」の取扱いは変わりますか。

(回答)

設問のこれまでに示された取扱いは、建設の事業と製造業を併せもつ事業の考え方であるため、「事務所等労災」が製造業でなければ、当該これまでに示された取扱いについては特に留意すべき点はありません。

建設の事業と製造業を併せもつ場合の「製造業」の適用の考え方については、(Q 7 の回答のとおり) 自社で工場や加工場を有し、その工場等で建設の事業の各工事期間と関係なく一定期間継続して製造作業

を行っている場合がこれに該当しますので、このような場合は、元請事業に関連した製作、加工業務であっても自社の工場等で行っていれば、元請事業の保険関係には含まれず、自社の「事務所等労災」（製造業）の保険関係の適用となります。

したがって、「事務所等労災」が製造業と認められなければ、原則、元請事業に関連した製作、加工業務を一時的に行つた場合の業務については、元請事業の保険関係に含まれます。

(Q9)

これまでに示された取扱いで規定されている「土木建築等の事業以外の事業主が直営でその事業の施設の新設又は増設工事を行う場合であって、当該工事に使用させる労働者数が1年以内の期間において延べ300人以上であるときは、これを一つの事業として取り扱い、本来の事業とは別個に保険関係を成立させる」の取り扱いについて、今回の整理に合わせて改正等がありますか。

(回答)

特に改正する予定はありませんので、これに該当する場合は別個の保険関係（建設の事業）を成立させる必要があります。

(Q10)

元請事業の工事現場敷地内（又は隣接する）事務所で事務作業を行う場合の賃金額は自社の「事務所等労災」の保険関係に含めて保険料を算定するのですか。

(回答)

工事現場敷地内（又は隣接する）にある事務所は、当該工事に関連した業務を行うために所在しているのが一般的であるため、当該業務に関しては当該工事にかかる保険関係（有期事業）に含めるのですが、個別の事案ごとに実態に基づき、適用される保険関係を判断することになります。

(Q11)

「建設業務従事者は、事業主の指示で特定の工事現場での作業がない日や時間を利用して自社事務所の外壁の修繕作業を行っている。当該修繕作業には特に工期を設定していない。また、当該作業では、時にクレーン等の重機を使用する場合もある。」

この場合は「事務所等労災」として適用となりますか。また、「事務所等労災」として取り扱う場合は適用業種を「建設の事業」とするべきですか。

(回答)

工期が定まっていない自社事務所の外壁修繕作業については、有期事業ではないため、「特定の工事現場に付随しない業務」として継続事業（事務所等労災）が適用されるものと解されます。

この場合の「事務所等労災」の適用業種については、原則、主たる業態によって取扱うが、一時的でも重機を使用するということで一律に「建設の事業」の業種を適用させるということではなく、「事務所等労災」の全体の業態を捉えて適用業種を判断します。

2 保険料の算定

(Q 1)

「元請事業場に所属する労働者が、特定の現場で使用する加工した木材を自社の木材加工作業場で行っていたが、その特定の現場はまだ着工しておらず、着工前の準備作業としての加工作業であった。

なお、発注者との契約はすでに完了している。」

当該加工作業での賃金は、特定の現場（有期事業）又は「事務所等労災（業種：44）」のどちらで申告すべきですか。

(回答)

これまでに示された建設の事業と製造業を併せもつ事業の取扱いを踏まえて判断することとなります、木材加工業として加工場等を有し一定期間継続的に事業を営んでいたのであれば、当該加工作業に係る賃金額を算出し「事務所等労災」（業種：44）の保険関係で保険料を算定します。（本件は「元請事業に所属する労働者」としての例ですが、下請事業に所属する労働者の場合も同様です。）

なお、「事務所等労災」が製造業でない場合であれば、発注者との契約完了後に行った元請事業の工事現場に関する加工作業については、元請事業の保険関係で保険料を算定します。

(Q 2)

始業前のタイムカード打刻や出勤簿への押印、着替えといった雑務に係る時間も「特定の工事現場に付随しない業務」における「所属事業場内の作業」として保険料の算定基礎に含めるべきですか。それとも、これまでに示された取扱いの「単に所属事業場等に立ち寄る程度の場合」に該当するとして保険料の算定基礎には含めないこととしてよろしいでしょうか。

(回答)

始業前のタイムカード打刻や出勤簿への押印、着替えといった雑務に係る時間については、ご質問の「単に所属事業場等に立ち寄る程度の場合」に該当することから、「事務所等労災」の保険料の算定基礎には含めないものとします。

(Q 3)

「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金額の根拠資料がない場合の保険料はどのように算定するのですか。

(回答)

建設事業主が「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金額の根拠となる資料（日報、出勤簿、出席等）を作成していない場合は、実態等に基づき当該業務に従事した日数、時間数を事業主が推算し、これに応じた賃金額を算出して保険料を算定することとなります。具体的には以下にご留意の上、算定してください。

- ① 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した客観的な資料がなくても、その他の資料（事業場全体のスケジュール、各工事台帳等）等から、当該業務に従事した日数、時間数等から賃金総額を算出（日割、時間割）して保険料を算定します。
- ② これまでの実態に基づいて、事業主が所属労働者の賃金額から「特定の工事現場に付随しない業務」分の賃金額として一定の割合等を支給しているという状況が確認できた場合等はその額を保険料の算定基礎としても差し支えありません。
- ③ 「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金総額の推算に当たり、建設事業主等の申述内容等からみて、その根拠が特段合理性を欠くものでなければ、当該賃金総額の算出については妥当なものと判断して差し支えありません。

今後においては「特定の工事現場に付随しない業務」に係る賃金総額の根拠資料を作成するとともに賃金台帳と併せて保管しておくことが必要です。（保管期間は賃金台帳の保存期間と同じで原則は5年です。）

なお、建設事業主等から賃金額の算出の方法について問い合わせがあった場合で、疑義が生じた場合は、福井労働局総務部労働保険徵収室へ照会してください。

(Q 4)

これまでに示された労災保険に係る労働保険料の算定の取扱いを踏まえ、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」（以下「賞与等」といいます。）の労災保険分の算定方法について、各事業場の賞与等の算定方法を確認した結果、出勤日数・時間で算定されていない場合（勤続年数等）は、当該所属事務所等での業務に従事した日数（時間数）の按分で計算し、労働保険料の算定基礎に算入することになるのですか。

(回答)

賞与についても保険料の算定基礎には含まれますので、それにかかる算出方法は当該業務に従事した時間、日数等から事業場の賃金（賞与）規定等に基づき算定するべきです。より実態に則していればその算定方法が日数や時間数の按分でも差し支えないと考えます。

(Q 5)

「事務所等労災」を成立したものの、「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する状況が全くなかったとして、年度更新時に確定保険料が「0円」という場合が今後多数あると思いますが、この場合、労働局又は労働基準監督署（以下「局署」といいます。）から何らかの調査がありますか。

(回答)

年間を通して「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した実態がなければ確定保険料が「0円」とということはあり得ると考えられますが、特段、申告内容に疑義がなければ局署からの調査等の必要はないと考えます。

具体的には、事業主が具体的な賃金の算出方法によって保険料を申告した上で、賃金総額に疑義が生じた場合は、その内容等を確認し、必要に応じ指導、又は調査をする場合があります。

(Q 6)

通勤災害に係る労災保険料の算定に関して、これまでに示された取扱いでは、特定の工事現場だけ勤務する労働者のみがいるときは元請事業の保険で適用としたとしても、下請事業場（所属事業場）への通勤災害時に就労現場が不明な場合、下請事業に係る保険関係を適用させるとありますが、その際どのように保険料を算定したらよいですか。

(回答)

特定の工事現場だけ勤務する労働者のみがいる場合であれば、「事務所等労災」の保険関係を成立させる必要がありませんので、通勤災害が当日の就労現場が不明の場合に発生したときは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事する可能性がある事

業は「事務所等労災」の保険関係を成立させる必要が生じ、その際、当日の就労現場が不明な場合で所属事業場へ向かう際の通勤災害については、これまでに示されている取扱い、つまり、「被災労働者の就労現場が不明な場合で、下請負人独自の保険関係が成立しているときは、下請負人に係る保険関係による」というものに該当するのですが、何ら業務に就くことなく災害にあったものですから、この際の賃金額を算出することは不可能です。したがって、当該者の賃金額は算出する必要がありません。

(Q 7)

実際に「事務所等労災」(業種：製造業)の場合は、どのような賃金額を算出し保険料へ算定すればよいですか。

(回答)

「事務所等労災」(業種：製造業)の場合は、以下の賃金総額を算出し保険料を算定します。

- ① 「特定の工事現場に付随しない業務（土場・資材置き場等の整理作業）」に従事した労働者の賃金総額
- ② 製造業に従事した労働者の賃金総額（元請事業の工事現場に必要な設備等の製作・加工を当該工事現場以外で行った作業を含みます。）

なお、年度更新時は「事務所等労災」の保険料申告の他に、元請事業を行った工事が前年度までに終了している場合は「一括有期事業」の保険料申告と、所属労働者に係る雇用保険の保険料申告が必要となります。

3 特別加入

(Q)

末尾 5 の保険関係は成立しているが、今般、「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する建設業務従事者がいるので、末尾 6（事務所等労災）の保険関係を成立させる予定です。

当該事業の事業主は既に末尾 5 で特別加入をしており、過去には事業主自身が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した際の災害も末尾 5 で補償を受けていました。

今後、当該事業主は「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事し負傷した場合は、末尾 6 で特別加入をしない限りは、末尾 5 の特別加入では補償を受けられないのですか。

(回答)

建設の事業を行う中小事業主等の特別加入については、これまでに、末尾 6 に係る特別加入の取扱いの規定が示されています。

この規定を踏まえまして、本件については当該事業主が「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事し負傷した場合は、「事務所等労災」の特別加入をしていない限りは補償することはできません。

また、中小事業主等の特別加入の規定のとおり、建設業務従事者を含む所属労働者が特定の工事現場に付隨しない業務」に従事する日数が年間 100 日未満（見込みを含みます。）の場合は、「事務所等労災」の特別加入については承認できませんので、この点については事業主等は十分に注意してください。

4 納付関係

(Q)

下請事業において、複数の元請事業で必要な資材の製作・加工を自社の作業現場等において同時に行った際の負傷は元請事業の保険関係となりますか、自社の「事務所等労災」になりますか。

(回答)

「事務所等労災」が元請事業の各工事現場と関係なく通年を通して自社の工場や加工場で一定期間、製作・加工を行っている場合などは、製造業に該当することから、これまでに示された取扱いに基づき、

「事務所等労災」の保険関係によって補償を受けることとなります。これに該当しなければいずれかの元請事業の保険関係によるものとなります。

また、「事務所等労災」が製造業でない場合で自社の資材置き場で同時に複数の元請事業の整理業務等を行っていた際の負傷については、災害の起因物を特定することによって元請事業の保険関係を特定します。（どの元請事業の工事分か特定できないということをもって「特定の工事現場に付随しない」ということではないことに留意してください。）